

旧優生保護法下で優生手術を受けた方に対し 一時金320万円が支給されます

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法」（以下「法」という）が成立し、公布、施行されました。

法の前文では、「旧優生保護法の下、多くの方々が生殖を不能にする手術・放射線照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において真摯に反省し、心から深くお詫びする」旨が述べられています。

法に基づき、以下の条件に当てはまる方は、手続きによって一時金320万円を受け取ることができます。

①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

一時金対象者

① 昭和23年9月11日～平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方を除きます）

② ①のほか、同じ期間に生殖を不能とする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものではないことが明らかな手術などを受けた方は除きます）

一時金を請求する方法・手続き

一時金を受け取るためには、国に対し、請求書を提出して、認定を受ける必要があります。旧優生保護法に関する相談支援センターにて、請求方法や請求に必要な書類等についてご案内し、請求を支援しますので、請求を希望される方は以下にご連絡ください。

旧優生保護法に関する相談支援センター
フリーダイヤル
☎0120-031-711
受付時間 8:45～17:30
(土日祝日、年末年始を除く)

フリーダイヤルが電話中でつながらない場合は、011-206-6343におかけください。なお、手紙、FAX、メールでのやり取りも可能です。

〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
子ども子育て支援課相談室内
旧優生保護法に関する相談支援センター
FAX 011-232-4240
hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、ご相談後郵送しますが、北海道や厚生労働省のホームページにも掲載しているほか、相談支援センターや道立保健所でもお渡ししています。

北海道ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/yuseiichijikin.htm>



厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyouseiichijikin_04351.html



請求は、相談支援センターへの郵送により受け付けますが、窓口での提出を希望する方は相談支援センターまたは道立保健所に来所いただきて請求することも可能です。

この場合、プライバシー保護のため予約制となります。事前にフリーダイヤル0120-031-711にお電話ください。

誰もが最期までいきいきと暮らすために

認知症初期集中支援を実施しています

私たちが年を重ねていき、自分らしく暮していくために大きな障がいとなることのひとつが『認知症』です。

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気によって現れる症状です。現在65歳以上の7人に1人、2025年には5人に1人が認知症の症状を有すると推計されていますが、早期の診断や適切な対応で進行を遅らせたり、周囲の人が対応を工夫することで安心して暮らすことができます。

早期の診断や対応の工夫で安心して暮らせませ
みんなの協力が大切です



ご自身、家族、身近な人に最近こんなことはありませんか？

- ・ 財布や鍵など、ふだん使うものや大切なものの置き場所がわからなくなることがある。
- ・ 今までできていたことがおっくうになったり、苦手になってきている。
- ・ 家から出ることが減っている。
- ・ ぼーっとしていたり、ふさぎ込んだり、怒りっぽくなったりすることが増えている。
- ・ 家族以外の人と会ったり、話をするのを避けたりするようになっている。
- ・ 以前とは「何か」違って感じるように感じる。



思い当たることがあったら、
もしかすると認知症の初期の症状が現れているのかもしれない。

町では平成29年度から、認知症初期集中支援を実施しています。
福祉課(地域包括支援センター)職員と大江病院認知症疾患医療センターの医師、看護師、精神保健福祉士がチームで訪問し、治療や対応についての相談支援を行っています。

もしかして認知症かも？と心配なことがあったら、ささいなことでもかまいません。
福祉課地域包括支援センター（役場福祉課内 ☎574-2214）まで、ご相談ください。

問合せ先

福祉課地域包括支援センター ☎(574) 2214